

基発第0401018号
平成18年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働条件相談センターの設置について」の一部改正について

平成10年6月17日付け基発第368号「労働条件相談センターの設置について」については、労働条件相談センターを拡充したこと等に伴い、別表右欄を左欄のとおり改正したので、了知の上、効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">基 発 第 3 6 8 号 平成10年6月17日 改正 基発第0401018号 平成18年4月1日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">労働条件相談センターの設置について</p> <p>労働条件をめぐる様々な相談、苦情等は、従来より、都道府県労働局及び労働基準監督署(以下「局署」という。)に多数寄せられているところであるが、労働移動の増大や人事労務管理の多様化、個別化等に伴い、これらは増加傾向にある。</p> <p>しかし、多くの労働者は、行政が行う通常の窓口の相談時間帯のみでは、勤務の関係上、局署へ相談に赴くのが困難であり、また、現実に都市部の労働基準監督署にあつては、閉庁時刻前後に相談者の来訪が多く、労働者の相談に十分対応することが難しい状況にあり、さらに、多くの事業場が休日である土曜日に相談に応じてもらいたい旨の労働者の希望があるところである。</p> <p>このため、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止するため、社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)に委託して、別添「労働条件相談センターの設置要綱」に基づき、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にも容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるように、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)を開設することとしたので、下記に留意の上、その効果的な実施に配慮されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の趣旨 本事業は、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にでも気軽に相談ができ、</p>	<p style="text-align: right;">基 発 第 3 6 8 号 平成10年6月17日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長</p> <p style="text-align: center;">労働条件相談センターの設置について</p> <p>労働条件をめぐる様々な相談、苦情等は、従来より、都道府県労働局及び労働基準監督署(以下「局署」という。)に多数寄せられているところであるが、労働移動の増大や人事労務管理の多様化、個別化等に伴い、これらは増加傾向にある。</p> <p>しかし、多くの労働者は、行政が行う通常の窓口の相談時間帯のみでは、勤務の関係上、局署へ相談に赴くのが困難であり、また、現実に都市部の労働基準監督署にあつては、閉庁時刻前後に相談者の来訪が多く、労働者の相談に十分対応することが難しい状況にあり、さらに、多くの事業場が休日である土曜日に相談に応じてもらいたい旨の労働者の希望があるところである。</p> <p>このため、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止するため、社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)に委託して、別添「労働条件相談センターの設置要綱」に基づき、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にも容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるように、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)を開設することとしたので、下記に留意の上、その効果的な実施に配慮されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の趣旨 本事業は、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にでも気軽に相談ができ、</p>

また、情報提供を受けることができる交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に相談センターを開設することにより、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止することを目的とするものであること。

2 事業の実施方法

本事業は、全基連に委託して行うものであること。

3 設置場所

相談センターは、北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県に設置する。

4 行政の協力、援助等

本事業について、局署としては、その適切かつ効果的な運営が図られるよう、労働条件相談アドバイザーの選任時における協議のほか、事業運営全般にわたって必要な協力、援助に努めること。

また、情報提供を受けることができる交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に相談センターを開設することにより、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止することを目的とするものであること。

2 事業の実施方法

本事業は、全基連に委託して行うものであること。

3 設置場所

相談センターは、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に設置する。なお、具体的な設置場所については、別途通知する。

4 行政の協力、援助等

本事業について、局署としては、その適切かつ効果的な運営が図られるよう、労働条件相談アドバイザー及び労働条件相談専門家の選任時における協議のほか、事業運営全般にわたって必要な協力、援助に努めること。

労働条件相談センターの設置要綱

1 趣旨

労働条件をめぐる様々な相談、苦情等は、従来より、都道府県労働局及び労働基準監督署(以下「局署」という。)に多数寄せられているところであるが、労働移動の増大や人事労務管理の多様化、個別化等に伴い、これらは増加傾向にある。

しかし、多くの労働者は、行政が行う通常の窓口の相談時間帯のみでは、勤務の関係上、局署へ相談に赴くのが困難であり、また、現実に都市部の労働基準監督署にあっては、閉庁時刻前後に相談者の来訪が多く、労働者の相談に十分対応することが難しい状況にあり、さらに、多くの事業場が休日である土曜日に相談に応じてもらいたい旨の労働者の希望があるところである。

このため、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にも容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるように、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)を開設し、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止することを目的とする。

2 事業の実施方法

本事業は、厚生労働省労働基準局長が社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)に委託して行う。

3 相談センターの業務内容

(1) 窓口及び電話相談業務

フリーダイヤルを設置するとともに、労働条件相談アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を配置して、賃金、労働時間、解雇問題等の様々な労働条件について、窓口又は電話で相談を受け、これに対し助言・説明を行う。

(2) 情報の提供業務

上記(1)に関連する情報(法令内容、判例内容、各種リーフレット等)を提供する。

(3) 関係機関の教示

上記(1)に関連する事務を所掌している関係機関の所在地、担当窓口を教示する。

4 相談センターの設置場所

労働条件相談センターの設置要綱

1 趣旨

労働条件をめぐる様々な相談、苦情等は、従来より、都道府県労働局及び労働基準監督署(以下「局署」という。)に多数寄せられているところであるが、労働移動の増大や人事労務管理の多様化、個別化等に伴い、これらは増加傾向にある。

しかし、多くの労働者は、行政が行う通常の窓口の相談時間帯のみでは、勤務の関係上、局署へ相談に赴くのが困難であり、また、現実に都市部の労働基準監督署にあっては、閉庁時刻前後に相談者の来訪が多く、労働者の相談に十分対応することが難しい状況にあり、さらに、多くの事業場が休日である土曜日に相談に応じてもらいたい旨の労働者の希望があるところである。

このため、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にも容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるように、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)を開設し、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止することを目的とする。

2 事業の実施方法

本事業は、厚生労働省労働基準局長が社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)に委託して行う。

3 相談センターの業務内容

(1) 窓口及び電話相談業務

フリーダイヤルを設置するとともに、労働条件相談アドバイザー及び労働条件相談専門家(以下「アドバイザー等」という。)を配置して、賃金、労働時間、解雇問題等の様々な労働条件について、窓口又は電話で相談を受け、これに対し助言・説明を行う。

(2) 情報の提供業務

上記(1)に関連する情報(法令内容、判例内容、各種リーフレット等)を提供する。

(3) 関係機関の教示

上記(1)に関連する事務を所掌している関係機関の所在地、担当窓口を教示する。

4 相談センターの設置場所

通勤者の多い交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に設置する。

5 相談センターの相談日及び相談受付時間

原則として、毎週月曜日から土曜日までの週6日間で、14時から20時までとする。ただし、土曜日は13時から18時までとする。

6 アドバイザーによる助言・説明

(1) アドバイザーの配置

相談センターには、相談者に対し助言・説明を行うためのアドバイザーを配置する。

また、相談センターには、相談者に対し助言・説明を行うとともに、管理・統括業務を行う労働条件相談チーフアドバイザーを配置する。

(2) アドバイザーの選任

アドバイザーは労働条件に関する問題について、相談者に対し的確な助言・説明を行うことができる者であって、全基連の都道府県支部の長が都道府県労働局長と協議の上推薦した者に対し、全基連の会長が委嘱する。委嘱期間は1年以内とする。

(3) アドバイザーの職務

アドバイザーは、相談センターにおいて、相談者に対し労働条件に係る問題についての必要な助言・説明を行う。

通勤者の多い交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に設置する。

5 相談センターの相談日及び相談受付時間

原則として、毎週月曜日から土曜日までの週6日間で、14時から20時までとする。ただし、土曜日は13時から18時までとする。

6 アドバイザー等による助言・説明

(1) アドバイザー等の配置

相談センターには、相談者に対し助言・説明を行うための労働条件相談アドバイザーを配置するほか、専門的な法律問題を担当する労働条件相談専門家を配置する。

また、相談センターには、相談者に対し助言・説明を行うとともに、管理・統括業務を行う労働条件相談チーフアドバイザーを配置する。

(2) アドバイザー等の選任

アドバイザー等は労働条件に関する問題について、相談者に対し的確な助言・説明を行うことができる者であって、全基連の都道府県支部の長が都道府県労働局長と協議の上推薦した者に対し、全基連の会長が委嘱する。委嘱期間は1年以内とする。

(3) アドバイザー等の職務

イ 労働条件相談アドバイザーは、相談センターにおいて、相談者に対し労働条件に係る問題についての必要な助言・説明を行う。

ロ 労働条件相談専門家は、相談センターにおいて、専門的な法律相談に対し必要な助言・説明を行う。

基 発 第 3 6 8 号
平成10年 6 月17日
改正 基 発 第0401018号
平成18年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働条件相談センターの設置について

労働条件をめぐる様々な相談、苦情等は、従来より、都道府県労働局及び労働基準監督署(以下「局署」という。)に多数寄せられているところであるが、労働移動の増大や人事労務管理の多様化、個別化等に伴い、これらは増加傾向にある。

しかし、多くの労働者は、行政が行う通常の窓口の相談時間帯のみでは、勤務の関係上、局署へ相談に赴くのが困難であり、また、現実に都市部の労働基準監督署にあっては、閉庁時刻前後に相談者の来訪が多く、労働者の相談に十分対応することが難しい状況にあり、さらに、多くの事業場が休日である土曜日に相談に応じてもらいたい旨の労働者の希望があるところである。

このため、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止するため、社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)に委託して、別添「労働条件相談センターの設置要綱」に基づき、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にも容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるように、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)を開設することとしたので、下記に留意の上、その効果的な実施に配慮されたい。

記

1 事業の趣旨

本事業は、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にでも気軽に相談ができ、また、情報提供を受けることができる交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に相談センターを開設することにより、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止することを目的とするものであること。

2 事業の実施方法

本事業は、全基連に委託して行うものであること。

3 設置場所

相談センターは、北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県に設置する。

4 行政の協力、援助等

本事業について、局署としては、その適切かつ効果的な運営が図られるよう、労働条件相談アドバイザーの選任時における協議のほか、事業運営全般にわたって必要な協力、援助に努めること。

労働条件相談センターの設置要綱

1 趣旨

労働条件をめぐる様々な相談、苦情等は、従来より、都道府県労働局及び労働基準監督署(以下「局署」という。)に多数寄せられているところであるが、労働移動の増大や人事労務管理の多様化、個別化等に伴い、これらは増加傾向にある。

しかし、多くの労働者は、行政が行う通常の窓口の相談時間帯のみでは、勤務の関係上、局署へ相談に赴くのが困難であり、また、現実に都市部の労働基準監督署にあっては、閉庁時刻前後に相談者の来訪が多く、労働者の相談に十分対応することが難しい状況にあり、さらに、多くの事業場が休日である土曜日に相談に応じてもらいたい旨の労働者の希望があるところである。

このため、労働者が通勤途上の17時以降や土曜日にも容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるように、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)を開設し、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止することを目的とする。

2 事業の実施方法

本事業は、厚生労働省労働基準局長が社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基通」という。)に委託して行う。

3 相談センターの業務内容

(1) 窓口及び電話相談業務

フリーダイヤルを設置するとともに、労働条件相談アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を配置して、賃金、労働時間、解雇問題等の様々な労働条件について、窓口又は電話で相談を受け、これに対し助言・説明を行う。

(2) 情報の提供業務

上記(1)に関連する情報(法令内容、判例内容、各種リーフレット等)を提供する。

(3) 関係機関の教示

上記(1)に関連する事務を所掌している関係機関の所在地、担当窓口を教示する。

4 相談センターの設置場所

通勤者の多い交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に設置する。

5 相談センターの相談日及び相談受付時間

原則として、毎週月曜日から土曜日までの週6日間で、14時から20時までとする。
ただし、土曜日は13時から18時までとする。

6 アドバイザーによる助言・説明

(1) アドバイザーの配置

相談センターには、相談者に対し助言・説明を行うためのアドバイザーを配置する。

また、相談センターには、相談者に対し助言・説明を行うとともに、管理・統括業務を行う労働条件相談チーフアドバイザーを配置する。

(2) アドバイザーの選任

アドバイザーは労働条件に関する問題について、相談者に対する的確な助言・説明を行うことができる者であって、全基連の都道府県支部の長が都道府県労働局長と協議の上推薦した者に対し、全基連の会長が委嘱する。委嘱期間は1年以内とする。

(3) アドバイザーの職務

労働条件相談アドバイザーは、相談センターにおいて、相談者に対し労働条件に係る問題についての必要な助言・説明を行う。